

山梨県知事 後 藤 齋
庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令
庁内統計調査事務調整規程（昭和二十九年山梨県訓令甲第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「同規則第十四条の二第一項に規定する室長」を削る。
第八条中「企画県民部長」を「県民生活部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二十一号

本 出 先 機 関 庁

山梨県統計データバンク管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋
山梨県統計データバンク管理規程の一部を改正する訓令

山梨県統計データバンク管理規程（昭和五十七年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第六条中「企画県民部長」を「県民生活部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二十二号

本 出 先 機 関 庁

山梨県知事 後 藤 齋
山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋
山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「午前八時から午前零時」を「昼間勤務は午前八時から午後五時まで、夜間勤務は午後四時三十分から翌日の午前八時三十分」に、「一時間」を「昼間勤務は

一時間、夜間勤務は一時間」に、「管財課長」を「財産管理課長」に、「十六日」を「八日」に改め、同表二の項中「あけぼの医療福祉センター」を「県民生活センター、あけぼの医療福祉センター」に改め、同表四の項中「富士山科学研究所」の下に「富士山世界遺産センター」を加え、同表七の項中「果樹食品流通課」を「果樹・六次産業振興課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二十三号

本 出 先 機 関 庁
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋
山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部部長の款中「防災危機管理監若しくは林務長」を「林務長」に改め、「次長」の下に「技監」を加え、「防災対策専門監、観光推進監、技監、参事、企画調整主幹、主幹、副主幹、主査若しくは副主査」を「参事、副参事、企画調整主幹、主幹、防災対策専門監、観光推進監若しくは政策企画監」に、「総合理工学研究機構総長」を「富士山世界遺産センター所長、総合理工学研究機構総長」に、「総合理工学研究機構」を「富士山世界遺産センターの副所長、総合理工学研究機構」に改め、同部局長の款中「又は室長」及び「又は室」を削り、「次長、技監、政策参事、政策主幹、主幹、政策企画監、政策補佐、副主幹、主査、副主査、主任、専門員又は主事」を「リニア推進監、次長、エネルギー政策推進監、技監、参事、副参事、主幹又は政策企画監」に改める。

第十七条第一号を削り、同条第二号中「（消防保安室を含む。）」を「及び消防保安課」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第一号とする。

第二十八条の見出しを「（営利企業従事等許可）」に改め、同条中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に、「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に、「営利企業等許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

第十六号様式中「専任企業等従事許可申請書」を「専任企業等申請許可申請書」に、「専任企業等に従事」を「専任企業への従事等」に、「専任企業等の」を「専任企業等の」に、「専任企業等従事」を「専任企業等申請」に、「専任企業等」を「専任企業等」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二十四号

本 出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中、「同条第五項の規定により設置された室」を削る。

第九条の二第二項中「知事政策局、リニア交通局」を「リニア交通局、防災局」に改め、「（リニア交通局）」の下に、「防災局」を加える。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二十五号

本 出 先 機 関
齋

山梨県公報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県公報発行規程の一部を改正する訓令

山梨県公報発行規程（昭和二十八年山梨県訓令甲第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「すべて私学文書課長の合議を経なければ」を「全て行政経営管理課の課長に合議しなれば」に改め、同条ただし書中「私学文書課長」を「行政経営管理課の課長」に改め、同条ただし書中「私学文書課長」を「行政経営管理課の課長」に改める。

長」に、「私学文書課」を「行政経営管理課」に改める。

第二条中、「同規則第十四条の二第一項に規定する室長」を削り、「私学文書課長」を「行政経営管理課の課長」に改める。

第三条及び第四条中「私学文書課長」を「行政経営管理課の課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二十六号

本 出 先 機 関
齋

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「税務出納員印」を「税務出納員印」に改める。

第四条第一項及び第二項中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改め、同条第三項中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に、同項第二号中「第二条第八号」を「第二条第六号」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。

第五条第一項中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に、「置かなければ」を「おかなければ」に改める。

第六条第四項中「私学文書課」を「行政経営管理課」に改める。

第八条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 総合政策部専用の知事印及び総合政策部長印 政策企画課長
- 二 県民生活部専用の知事印及び県民生活部長印 県民生活・男女参画課長

第八条第一項第二十六号中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項中第二十五号を第二十六号とし、第二十号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「富士山科学研究所」を「富士山世界遺産センター」及び富士山科学研究所に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号を次のように改める。

十四 危険物取扱者免状及び消防設備士免状専用の知事印 消防保安課長

第八条第一項中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「観光企画・ブランド推進課長」を「観光企画課長」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 防災局専用の知事印及び防災局長印 防災危機管理課長
 第十一条第一項及び第五項、第十二条、第十三条並びに第十六条中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。

別表知事印の項中「知事政策局用」を「総合政策部用」に、「企画県民部用」を「県民生活部用」に、「十二 エネルギー局用」を「十二 エネルギー局用」に改め、同

表出先機関の事務局長印の項中

山梨県富士 山科学研究 所副所長印	第三 二十一 ミリメ イトル 平方	一般文書用
-------------------------	-------------------------------	-------

を
に改める。

山梨県立富 士山世界遺 産センター 副所長印	第三 二十一 ミリメ イトル 平方	一般文書用
山梨県富士 山科学研究 所副所長印	第四 二十一 ミリメ イトル 平方	一般文書用

第二号様式中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。

附則
この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令第二十七号

山梨県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十八年三月三十一日
 山梨県知事 後 藤 齋

山梨県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令
 山梨県法令審査委員会規程（昭和四十七年山梨県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「総務部次長」の下に、「人事課長事務取扱とされている者を除く。」を加え、同項第二号中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。
 第四条第三項及び第七条中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。
 別記様式中「~~私学文書課長~~」を「~~行政経営管理課長~~」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令第二十八号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十八年三月三十一日
 山梨県知事 後 藤 齋

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
 山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「若しくは室又は知事政策局（秘書課、広聴広報課 行政改革推進課及び富士山保全推進課並びに人口問題対策室を除く行政組織に限る。以下同じ。「を「又は室」に改める。

第三条の見出しを「（行政経営管理課長の職務）」に改め、同条第一項中「総務部私学文書課長」を「総務部行政経営管理課の課長」に、「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改め、同条第二項中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。

第十条第四項及び第十三条第一項ただし書中「私学文書課長」を「行政経営管理課

長」に改める。

第十四条の見出し中「私学文書課」を「行政経営管理課」に改め、同条第一項中「私学文書課」を「総務部行政経営管理課（以下「行政経営管理課」という。）」に改め、同条第二項中「私学文書課」を「行政経営管理課」に改める。

第十六条第二項中「私学文書課」を「行政経営管理課」に改める。

第十七条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。

第十八条第四項第四号中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。

第二十条第二項中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に、「私学文書課」を「行政経営管理課」に改める。

第二十一条第二項第一号中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に、「起案文書」を「起案文書」に改める。

第二十三条の見出しを「（行政経営管理課長への合議）」に改め、同条中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改め、第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第二十七条中「秘書課」を「総合政策部秘書課」に改める。

第二十八条第四項第二号中「企画県民部情報政策課」を「総務部情報政策課」に改め、同項第三号中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。

第三十一条第一項から第三項まで及び第八項中「私学文書課」を「行政経営管理課」に改める。

第三十二条第二号中「企画県民部情報政策課長」を「総務部情報政策課長」に改める。

第三十五条第七項第三号中「決定」の下に「その他の処分」を加え、同条第十項中「私学文書課に引継ぐ」を「行政経営管理課に引継ぐ」に改める。

第三十六条第一項中「私学文書課」を「行政経営管理課」に改め、同条第二項中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改め、同条第三項中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に、「はひ付け」を「貼り付け」に改め、同条第四項中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。

第三十七条第一項、第三項ただし書、第四項ただし書及び第五項中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改め、同条第七項中「き損し」を「毀損し」に、「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。

第三十八条第二項及び第三項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第六項まで並びに第四十二条中「私学文書課長」を「行政経営管理課長」に改める。

「知事政策局
秘書課
知政
秘

附則第一の一の表

広聴広報課 行政改革推進課 富士山保全推進課 企画課 北富士演習場対策課 情報政策課 統計調査課 県民生活・男女参画課	「政策企画課 秘書課 広聴広報課 地域創生・人口対策課 県民生活・男女参画課 北富士演習場対策課 統計調査課	広聴 行革 富保推 企画 北富 情 統	「私市防 福長
--	--	---------------------------------------	------------

政企 秘 広聴 地創 県民男女 北富 統	「生涯学習文化課 生文」 や 「生涯学習文化課 生文」 や 世界遺産富士山課 私学・科学振興課 私科」	「私市防 福長
--	---	------------

財課 字文書課 町村課 災害機管理課 社保健総務課 寿社会課	管 私文 市 防危 福保 長	「財産管理課 行政経営管理課 市町村課 情報政策課 防災危機管理課 消防保安課 福祉保健総務課 健康長寿推進課	財管 行管 市 情 防危 消防 福保 健康長	「成長産業創造課」 や「新
---	-------------------------------	--	---	------------------

産業・経営革新支援課 「成産」 や「新経」 「産業集積課」 や「企業立地・支援課」 「産集」 や「立地」 「産業人材課」 や「産業人材育成課」 「観光企画・ブランド推進課」 や「観光企画課」 「観企推」 や「観企」 「観光振興課」 や「観光プロモーション課」 「観振」 や「観テロ」 「国際交流課」 や「国際観光交流課」 「果樹食品流通課」 や「果樹・六次産業振興課」 「果食」 や「果六	「人口問題対策室 情報産業振興室 消防保安室 監査指導室 農産物販売戦略室 担い手対策室 美しい県土づくり推進室	人対 情産振 消防 監指 や 農販靴 担対 県土推 景観づくり推進室	「国際総合戦略室 監査指導室 販売・輸出支援室 担い手・農地対策室 景観づくり推進室	「果食」 や「果六
--	--	--	--	--------------

「下水道室 下水」 や 「下水道室 下水」 下水」	「下水道室 下水」 下水」	「下水道室 下水」 下水」	「下水道室 下水」 下水」
--	-------------------------	-------------------------	-------------------------

住宅対策室一住対

別表第一の2の表中	「総合理工学研究機構 富士山科学研究所 県民生活センター」	を	「県民生活センター 富士山世界遺産センター 総合理工学研究機構 富士山科学研究所」
-----------	-------------------------------------	---	--

「山梨県工業技術センター 富士工業技術センター 富士美術専門学校」	を	「富士美術専門学校 工業技術センター 富士工業技術センター」
---	---	--------------------------------------

に改める。

第十九号様式中「私学文書課長」を「行政総務課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二十九号

本 庁

健やか・快適環境創造本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

健やか・快適環境創造本部規程の一部を改正する訓令

健やか・快適環境創造本部規程（平成二十七年山梨県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「知事政策局長」を「総合政策部長」に、「企画県民部長」を「県民生活部長」に、「総務部長」を「総務部長 防災局長」に、「防災危機管理監 林務長」を「林務長」に改める。

別表第二中「知事政策局次長」を「総合政策部次長」に、「企画県民部次長」を「県民生活部次長」に、「総務部次長」を「総務部次長 防災局次長」に、「エネルギー政策課長」を「エネルギー政策推進監」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第三十号

本 庁

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表一中「知事政策局長 企画県民部長」を「総合政策部長 県民生活部長」に、「総務部長」を「総務部長 防災局長」に改める。

別表二中「企画課長」を「政策企画課長」に、「児童家庭課長」を「私学・科学振興課長 福祉保健総務課長 子育て支援課長」に、「産業人材課長」を「産業人材育成課長」に、「高校教育課長」を「高校教育課長 新しい学校づくり推進室長」に、「少年課長 生活環境課長」を「少年・女性安全対策課長 生活安全捜査課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十八年三月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人ジヨブクリエイター
- 2 代表者の氏名 久保川 忠
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市野牛島千七百四十五番地三
- 4 定款に記載された目的

この法人は、障害者就労継続支援事業を行う団体、又は障害者就労作業所および就労意欲のある障害者、社会との絆を希求する就労可能な老人福祉施設の利用者及び団体、社会復帰を目指す個人に対して、その就労による成果物が社会に対し一層価値が認められ評価され、それにより社会との共生と絆、就労機会の増大と、就労条件の向上が期待できるようその成果物の販売政策、流通政策、製品開発に関する

調査、企画提案、実施の営業並びに支援事業を行い、自らの支援事業所の運営により得た知見を広く他と共有し、もって福祉の増進、経済活動の活性化、雇用機会の拡充等に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年三月二十二日から同年五月二十一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十八年三月二十三日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 Foster Partner

2 代表者の氏名 福元 秀

3 主たる事務所の所在地 山梨県中央市若宮二十五番地2 Neo・City F 百

五

4 定款に記載された目的

この法人は、障がい者および傷病者、さらには小児から老若男女まですべての者に対して、情報発信、教育に関する事業及びその事業を達成するためのボランティア育成活動、ボランティア事業を行い、子どもの健全な育成、ユニバーサルかつノーマライゼーションな社会作り、および福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年三月二十三日から同年五月二十二日まで

● 平成二十八年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 実施職種

1 一級及び二級

一級及び二級の検定職種のうち前期（平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種と

し、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
铸造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 中ぐり盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 シグ中ぐり盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンタ作業
放電加工	数値制御彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法	数値制御彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
ダイカスト	なし	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業

単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー 施工法	溶融ペイントハンドマーカー工 事作業

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十八年六月二日(木)から同年九月七日(水)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

平成二十八年五月二十六日(木)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

職 種	実施期日
三級 園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 機械検査 電子機器 組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー 装飾	平成二十八年七月十 七日(日)
1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装	平成二十八年八月二 十一日(日)
2 三級	

金属熱処理

一級及び二級

機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械
整備 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工
貴金属装身具製作

平成二十八年八月二
十八日(日)

1 一級及び二級

鑄造 放電加工 建築板金 仕上げ 電気機器組立て
石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾

平成二十八年九月四
日(日)

2 単一等級

路面標示施工

(二) 実施場所

甲府市大津町二百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二)(-) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(2) に該当する者以外の者

一万七千九百円

(2) 二級又は三級を受検する者のうち次のア又はイに該当する者

一万千九百円

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、大学(同法

第八十八条第二項に規定する短期大学を含む。若しくは高等専門学校、同法

第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各

種学校在学する者

イ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項

に規定する公共職業能力開発施設、同法第二十七条第一項に規定する職業能

力開発総合大学校又は同法第二十五条に規定する認定職業訓練を行う事業主

等が設置する職業訓練施設において職業訓練を受けている者(職業に就いて

いる者及び職業能力開発促進法施行規則第九条に規定する短期課程の普通職

業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）

(二) 学科試験
三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

平成二十八年四月四日（月）から同月十五日（金）まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地一 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知

合格者については、平成二十八年八月二十六日（金）（金属熱処理を除く三級職種に限る。）及び同年九月三十日（金）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課（平成二十八年四月一日以降にあつては、山梨県産業労働部産業人材育成課）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

●平成二十八年度技能検定（随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級）の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。
平成二十八年三月三十一日

一 実施職種等
山梨県知事 後 藤 齋

1 実施する検定職種及びその等級

(一) 随時実施 三級
三級の検定職種のうち前期（平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）又は後期（同年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の期間に関わらずに随時実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業

仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ 作業 機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
ガイカスト	なし	ホットチャンネルバダイカスト作業 コールドチャンネルバダイカスト 作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法 変圧器組 立て法 配電盤・制御盤組立 て法 回転電機巻線製作法	回転電機組立て作業 変圧器組 立て作業 配電盤・制御盤組立 て作業 回転電機巻線製作作業
プリント配線板製 造	プリント配線板設計法 プリ ント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリ ント配線板製造作業
冷凍空調和機器 施工	なし	なし
婦人子供服製造	なし	なし
寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
家具製作	なし	なし
建具製作	なし	なし
紙器・段ボール箱 製造	印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱 作業 貼箱製造作業 段ボール 箱製造作業

プラスチック成形	圧縮成形法 射出成形法	圧縮成形作業 射出成形作業
石材施工	石材加工法 石張り施工法	石材加工作業 石張り作業
パン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	なし
防水施工	なし	なし
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工 法 カーペット系床仕上げ施 工法	プラスチック系床仕上げ工事作 業 カーペット系床仕上げ工事 作業
熱絶縁施工	なし	なし
サッシ施工	なし	なし
表装	なし	なし
塗装	建築塗装法 金属塗装法 鋼 橋塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業